

# 工場又は事業場に係る窒素及びりん削減対策指導指針

平成16年4月1日  
埼玉県

## 1 目的

この指針は、東京湾の富栄養化を防止するために、東京湾の水質汚濁に関係のある埼玉県内の公共用水域において、水質汚濁防止法で規定する水質総量規制を補完し、当該規制の対象とならない工場又は事業場からの窒素及びりん排出量の削減を指導することによって、公共用水域中の全窒素及び全りんの削減を図ることを目的とする。

## 2 定義

- (1) この指針において、「工場等」とは、埼玉県内に所在し、水質汚濁防止法第2条第2項に規定する特定施設又は埼玉県生活環境保全条例第49条第8号に規定し別表第2第4に掲げる指定施設のいずれかを設置する工場又は事業場のうち、公共用水域への1日あたりの平均的な排水の量が50立方メートル以上のもの(水質汚濁防止法第4条の5に規定する指定地域内事業場を除く。)をいう。
- (2) この指針において、「新設工場等」とは、平成4年7月1日以後に設置した工場等(同日前から建設中のものを除く。)をいう。
- (3) この指針において、「既設工場等」とは、平成4年6月30日以前に設置した工場等(同日前から建設中のものを含む。)をいう。

## 3 指導内容

### (1) 新設工場等に係る指導

別表に掲げる窒素及びりん含有量の水質管理目標値を達成するために、次により指導するものとする。

ア 窒素及びりんを含まない副原料、防錆剤、清缶剤及び洗浄剤等の使用

イ 窒素及びりんの除去が適切に行える排水処理施設(凝集処理、生物処理等)の導入

ウ 凝集剤(凝集処理)、栄養剤(生物処理)の適正使用等、排水処理施設の維持管理の徹底

エ 汚泥処理施設の維持管理の徹底

### (2) 既設工場等に係る指導

別表に掲げる窒素及びりん含有量の水質管理目標値を超えている工場等は目標値を達成するため、次により指導するものとする。

また、既に目標値を達成している工場等については、現状の水質を悪化させないよう指導するものとする。

ア 窒素及びりんを含まない又は濃度の低い副原料、防錆剤、清缶剤及び洗浄剤等への転換及び使用量の低減

イ 窒素及びりんの除去が適切に行える排水処理施設（凝集処理、生物処理等）の導入

ウ 凝集剤（凝集処理）、栄養剤（生物処理）の適正使用等、排水処理施設の維持管理の徹底、又は管理技術の改善

エ 汚泥処理施設の維持管理の徹底、又は管理技術の改善

#### 4 自主測定

- (1) 窒素及びりんの排出状況を把握するため、工場等に対し排水口における窒素及びりん含有量の濃度を、3ヶ月に1回以上の頻度で測定するよう指導するものとする。

#### 5 報告の徴収等

- (1) 自主測定の結果については、必要に応じ、工場等に対し報告を求めるものとする。
- (2) 窒素及びりんの排出状況を把握するため、必要に応じ、工場等に対し実態調査を実施するものとする。

#### 附 則

- 1 この指針は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 平成8年8月29日決裁東京湾富栄養化対策指導指針及び工場・事業場に係る燐・窒素削減対策指導要領は平成16年3月31日限り、廃止する。

(別表)

### 水質管理目標値

単位：mg/L

項目 区分	1日の平均的な排出水の量	新設		既設			
		窒素含有量	りん含有量	窒素含有量	りん含有量		
製 造 業	食料品製造業	50立方メートル以上 400立方メートル未満	15	1.5	18	3.0	
		400立方メートル以上	10	1.0	12	2.5	
	化学工業	50立方メートル以上 400立方メートル未満	10	1.0	15	2.0	
		400立方メートル以上	8	0.5	12	1.5	
	鉄鋼業	50立方メートル以上 400立方メートル未満	10	1.0	12	1.5	
		400立方メートル以上	8	0.5	10	1.0	
	金属製品製造業	50立方メートル以上 400立方メートル未満	15	1.0	20	3.0	
		400立方メートル以上	10	0.5	15	1.0	
	上記以外の製造業	50立方メートル以上 400立方メートル未満	10	1.0	20	2.5	
		400立方メートル以上	8	0.5	18	1.5	
	そ の 他 の 業 種 等	畜産農業	50立方メートル以上 400立方メートル未満	40	5.0	50	8.0
			400立方メートル以上	30	3.0	40	6.0
下水道終末処理施設		50立方メートル以上	10	0.5	18	1.8	
し尿処理施設 (し尿浄化槽を除く)		50立方メートル以上	10	1.0	45	2.0	
し尿浄化槽		50立方メートル以上	20	3.0	25	4.0	
上記以外の事業場		50立方メートル以上	20	3.0	20	3.0	

備考 「新設」とは平成4年7月1日以後に設置した工場又は事業場(同日前から建設中のものを除く。)をいう。  
「既設」とは平成4年6月30日以前に設置した工場又は事業場(同日前から建設中のものを含む。)をいう。  
水質管理目標値は日平均値である。